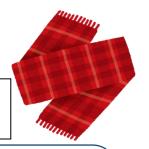
労務通信66号2017.2号



成迫社会保険労務士法人 〒390-0817 長野県松本市巾上9-9 TEL0263-33-2223/FAX0263-33-2299 株式会社 経理代行 〒390-0816 長野県松本市中条 2-20 TEL0263-38-7300/FAX0263-38-7301



36 協定届出しましょう!

昨今、36 協定で定めた残業時間の上限を超えて残業させていたとして労働基準法違反の罰則を受け、 社会的にも大きな企業責任を問われるという事件が起こりました。そもそも、なぜここまで、大きくニュース等で取り上げられたのかは、**残業をさせること**に対しての、この一枚の協定届が非常に重要な書類とされるためです。

労働時間は、労働基準法で原則 1 日 8 時間、1 週 40 時間以内(業種によっては週 44 時間)と定められています。それを超えて残業させるためには、その分の賃金を支払うだけでなく、36 協定の締結と届出が義務となります。

では、36協定とはどのようなものでしょうか?以下図表により再確認下さい!

●○36 協定とは?○●

何のために出す	企業が労働者に残業をしてもらうため
誰と協定する	企業と労働者を代表する者
協定期間	1 年毎の締結
何を決める	残業時間の1日・1カ月・1年の上限、休日労働の有無など
残業させられる上限時間	1カ月: 45 時間
(原則の場合)	1年: 360時間
特別条項をつける	特別に、臨時的な事情が生じたときのみ原則の上限時間を超え
	て残業させることが出来る時間を事前に定めておく
罰則	6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金
届出書類	時間外労働・休日労働に関する協定届(様式第9号)

一方で、36 協定の届出自体が形骸化し、現状として 36 協定で定める残業させられる上限時間を特別条項により 80 時間でも 100 時間でも、定める事ができ、企業においての長時間労働を助長しているとの指摘もあります。そこで、36 協定の法的効力を強化する目的を持ち、有識者会議で 36 協定の在り方について検討が進められています。方向性としては、今年度中の改正案成立を目途として、残業させられる時間に上限を設け(上限時間 80 時間を目安)、それを超えて残業させた場合は罰則を設ける、など長時間労働の抑制へと進んで行くものと予想されます。

今年度以降、36協定の締結とあわせて、その動向につきまして弊社担当者よりお知らせいたします。

個人住民税の特別徴収が全ての事業所に対して徹底化されます

特別徴収とは住民税を従業員の給与から天引きして、事業主が市町村に納付する制度です。長野県では平成30年度から原則全ての事業主が特別徴収義務者として指定される予定です。

対象者はパート・アルバイトを含む全ての従業員ですが、以下の理由に該当する場合は対象者から除く事ができます。

●○住民税特別徴収義務者の対象とならない人○●

①従業員が2人以下の事業所(②~⑥に該当する人は除きます)

④給与の支払が不定期

②他の事業所で特別徴収されている

⑤事業専従者(個人事業主)

③給与が少なく税額が天引きできない

⑥退職者または退職予定者



税額は各市町村が計算しますので、通知書通りに天引きするだけですが、市町村の数だけ納付する必要があります。また、退職などの異動が発生した際には、その旨の届出書を提出しなければいけません。 そのため、事務負担は増しますが、従業員には1回当りの支払額が減る・納付の手間がなくなる等のメリットがあります。今回の義務化を処遇向上の一つとして捉え、検討してはいかがでしょうか。